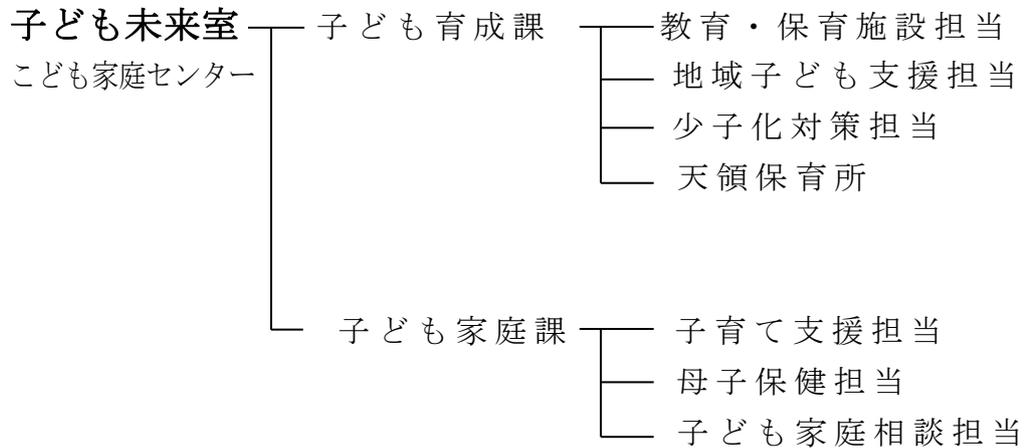


大牟田市の子育て支援について

《子ども未来室の組織図》



※令和6年4月からすべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して、母子保健と児童福祉が一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務となりました。そこで、子ども未来室を子ども家庭センターと位置づけ、母子保健と児童福祉の両機能の連携と協働を深め、相談支援の充実を図っています。

《子ども育成課》

◎教育・保育施設担当、地域子ども支援担当

1. 特定教育・保育施設・地域型保育事業（教育・保育事業）

（1）特定教育・保育施設

保育所・認定こども園・（給付を受ける）幼稚園について、給付や入所・退所、料金等に関して、市が関与しています。

（2）地域型保育事業

小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業の4事業について、給付等に関して、市が関与しています。

（3）一時預かり事業（地域子ども・子育て支援事業）

保育所等に入所していない、就学前児童の保護者の就労や病気、育児に伴う心理的・肉体的負担の解消のため、市内の6保育所で一時的な保育を行います。

2. その他の子育て支援事業（地域子ども・子育て支援事業）

（1）放課後児童健全育成事業

放課後児童の健全育成と仕事と家庭の両立支援を目的に、放課後や長期休暇に児童の預かりを行っています。小学校区を単位に、19校区中17校区に整備。

令和6年4月1日時点の待機児童数は、24人となっており、待機児童解消に向けて、さらなる施設整備を進めています。

（2）地域子育て支援拠点事業（つどいの広場事業）

子育ての負担感の軽減等を目的に、おおむね3歳以下の子ども同士とその保護者同士が気軽に集い交流することができる場を提供しています。

（大牟田市市民活動等多目的交流施設（えるる）の1階で実施。）

（3）子育て短期支援事業

保護者の病気や仕事等により児童の養育が一時的に困難となる場合に、児童を児童福祉施設等で一定期間預かります。

（4）ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助をしたい人と育児の援助を受けたい人からなる会員組織です。

（事務局は、大牟田市市民活動等多目的交流施設（えるる）の1階。）

（5）病児・病後児保育事業

生後6か月から小学生までのお子さんが病期中又は病気の回復期に、まだ保育所・幼稚園などに通えず、仕事などの都合で家庭でも保育できない場合に専用施設で預かります。（令和5年度から福岡県に住所がある人は無料。）

◎少子化対策担当

(1) おおむた縁結び支援事業

少子化対策として結婚応援に関する事業を行っています。具体的には、結婚や婚活に係るセミナーの実施や、民間団体が主催する婚活イベントへの補助など。

(2) 大牟田市子ども・子育て応援条例の周知啓発

本条例は「まち全体で子どもと子育てを応援したい」という思いから令和6年1月にスタートしました。それぞれの役割等に共感してもらい、できることから取り組みんでもらえるよう、様々な機会で行っています。

◎天領保育所

市内唯一の公立保育所です。保育所運営のほか、地域に開かれた子育て支援の拠点施設としての機能や、市内の保育所が参画する大牟田市保育所連絡協議会の中核的な役割を果たしています。また、休日保育事業を実施しています。

(1) 休日保育事業

休日保育は、日曜日や祝日に保護者が就労などのため、家庭内で保育ができない児童を保育所で預かる事業です。

(保育時間：8時～18時、料金：3歳未満2,500円、3歳以上2,000円)

《子ども家庭課》

◎子育て支援担当

1. 児童手当

中学校修了前までの児童を養育する者に対し、児童手当を支給します。

2024年10月以降は支給対象を高校生年代まで延長。

	<現行>	<2024年10月以降>
支給月額	3歳未満 : 15,000円 3歳から小学生 : 10,000円 中学生 : 10,000円	3歳未満 : 15,000円 3歳から小学生 : 10,000円 中学生 : 10,000円 高校生 : 10,000円
所得制限	養育者の所得が所得制限限度額以上所得上限限度額未満の場合は、特例給付として一律5,000円が支給されます。 所得上限限度額以上の場合は支給されません。	所得制限が廃止されます。
多子加算	高校生年代のお子さんから年齢順に1人目、2人目と数え、小学生以下のお子さんが3人目以降となる場合に多子加算が適用 第3子以降 : 15,000円 (小学生以下)	大学生年代のお子さんから年齢順に1人目、2人目と数え、高校生以下のお子さんが3人目以降となる場合に多子加算が適用 第3子以降 : 30,000円 (一律)
支給時期	6月、10月、2月の年3回で各月9日。(ただし、9日が金融機関の休日(土日・祝日)の場合は、その直前の営業日。)	2か月分ずつ年6回(偶数月)になります。

2. 児童扶養手当

母子・父子世帯等の生活安定による自立促進を目的に、児童扶養手当を支給します。

支給対象	父(又は母)と生計を同じくしていない、18歳の誕生日後最初の3月末まで(一定の障害がある場合は20歳未満)の児童を養育している者
支給月額	児童1人の場合 : 最大45,500円、児童2人目 : 最大10,750円、児童3人目以降 : (1人につき)最大6,450円 ※ 2024年11月分から、3人目以降も最大10,750円。
支給時期	奇数月の年6回で各月の11日。(ただし、11日が金融機関の休日(土日・祝日)にあたる場合は、その直前の営業日。)

※ 受給者及び同居の親族の所得制限あり。

3. 公費医療

医療機関等での保険診療分の自己負担の一部について助成を行います。ただし、入院中の食事代など健康保険の対象にならない費用は本人負担です。

(1) 子ども医療

対象者	中学3年生までの児童（15歳の誕生日後最初の3月31日まで）		
本人負担		<現行>	<2025年1月以降>
	0歳～ 3歳未満	通院…無料 入院…無料	通院…無料 入院…無料
	3歳～ 小学校就学前	通院…800円まで/月 入院…500円/日 (3,500円まで/月)	通院… 無料 入院… 無料
	小・中学生	通院…1,200円まで/月 入院…500円/日 (3,500円まで/月)	通院… 500円 まで/月 入院… 無料

(2) 重度障害者医療

対象者	知的障害者（重度と判定された人、療育手帳Aの人、 障害基礎年金1級の人、特別児童扶養手当1級の人）、 身体障害者（身体障害者手帳1・2級の人）、 重複障害者（中等度知的障害で、かつ身体障害者手帳3級の人）、 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級の人）		
本人負担		<現行>	<2025年1月以降>
	3歳～ 中学3年生	通院…500円まで/月 入院（市民税課税世帯） …500円/日 (3,500円まで/月) 入院（市民税非課税世帯） …300円/日 (2,100円まで/月)	子ども医療適用
	高校生以上	通院…500円まで/月 入院（市民税課税世帯） …500円/日 (10,000円まで/月) 入院（市民税非課税世帯） …300円/日 (6,000円まで/月)	通院…500円まで/月 入院（市民税課税世帯） …500円/日 (10,000円まで/月) 入院（市民税非課税世帯） …300円/日 (6,000円まで/月)

※ 0歳～3歳未満及び2025年1月以降の3歳から中学生までは、子ども医療を適用。

※ 受給者及び同居の親族の所得による制限あり

(3) ひとり親家庭等医療

対象者	母子家庭の母、父子家庭の父及び児童、父母のいない児童 (児童は小学校入学以降18歳の誕生日後最初の3月31日まで)
本人負担	通院…800円まで/月、入院…500円/日 (3,500円まで/月)

※ 2025年1月以降の小・中学生は、子ども医療を適用。

※ 受給者及び同居の親族の所得制限あり。

4. 母子父子寡婦福祉

(1) 高等職業訓練促進給付金等事業

母子家庭の母又は父子家庭の父が、特定の資格を取得するため養成機関において修業している場合、一定期間の経済的給付を行い、資格取得と就職を支援します。

対象者	養成機関において6か月以上のカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれる母子家庭の母又は父子家庭の父で、就業又は育児と修業の両立が困難である者（所得制限あり）	
対象資格	看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他市長が認めるもの	
支給額	【訓練促進給付金】 市民税非課税世帯 …100,000円／月 市民税課税世帯 …70,500円／月 ※最終学年時は40,000円／月増額	【修了支援給付金】 市民税非課税世帯 …50,000円 市民税課税世帯 …25,000円

(2) 自立支援教育訓練給付金事業

職業能力の開発を自主的に行う母子家庭の母又は父子家庭の父に対して、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座等の受講費の一部を助成します。（助成額は6割相当）

- ① 一般教育訓練、特定一般教育訓練の場合 上限20万円
- ② 専門実践教育訓練の場合 上限40万円×修学年数 ※160万円が限度

(3) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

母子家庭の母又は父子家庭の父の学び直し、母子家庭又は父子家庭の子の学習の支援を目的に、高等学校卒業程度認定試験の対策講座に係る受講費の一部を支給します。

支給額	①受講開始時給付金	受講費用の4割に相当する額 上限額：(通信制)10万円 (通学又は通学及び通信併用)20万円
	②受講修了時給付金	受講費用の5割に相当する額から①で支給した額を差し引いた額 上限額：①と合わせて (通信制)12万5千円 (通学又は通学及び通信併用)25万円
	③合格時給付金	受講費用の1割に相当する額 上限額：①と②と合わせて (通信制)15万円 (通学又は通学及び通信併用)30万円

(4) 養育費に関する公正証書等作成支援事業

養育費に関する取り決めを促すとともに養育費の継続した履行確保を図るため、公正証書などの作成に必要な費用について一部を助成します。（上限3万円）

(5) 養育費保証契約締結支援事業

養育費に関する取り決めに促すとともに養育費の継続した履行確保を図るため、養育費保証契約を保証会社（養育費の未払いについて立替、督促を実施）と締結する費用の一部を助成します。（上限5万円）

(6) 生活保護受給者等就労自立促進事業（児童扶養手当受給世帯）

ハローワーク（雇用部門）と市保護課、子ども家庭課（福祉部門）等との連携により、対象者の状況、ニーズ等に応じた就労支援を行います。

(7) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

母子家庭や父子家庭、寡婦の生活の安定と、その子どもの福祉の増進を図るため、各種資金の貸付を行っています。（県の事業）

5. その他の事業

(1) 出産・子育て応援交付金

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施しています。

出産応援ギフト：妊婦1人につき5万円

子育て応援ギフト：生まれたお子さん1人につき5万円

(2) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（令和5年度事業）

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しました。（児童1人につき5万円）

◎母子保健担当

1. 母子健康診査事業

(1) 妊婦健康診査（地域子ども・子育て支援事業）

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診券（14回分）を交付しており、医療機関等で受診券を提示することで、対象となる検査項目を無料で受診できます。（福岡、熊本、大分、佐賀県の医療機関等のみ。他県で受診した場合は、大牟田市里帰り等健康診査補助金※で対応。）

※ 大牟田市が委託契約を結んでいない医療機関等において、自費で妊婦健康診査を受診した場合に、申請により一定の基準のもと補助金を交付。

(2) 乳幼児健康診査

4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に、市内の委託医療機関で、医師の診察による健康診査を実施しています。

(3) 妊婦歯科健康診査

歯科疾患予防、歯周疾患による早産や低出生体重児出産リスク予防、むし歯菌の母子感染防止を目的に、大牟田市保健センターにおいて、妊婦に対して歯科健康診査、歯科保健指導を行っています。

(4) 乳幼児歯科健康診査

1歳6か月児・3歳児を対象に、大牟田市保健センターにおいて、幼児の歯科健康診査と歯科保健指導を実施し、希望者にフッ化物塗布を行っています。

2. 子育てを支援する事業

(1) 育児支援事業 ※ 乳幼児の歯育て教室以外は、大牟田市保健センターで実施。

取組	概要
妊婦健康・歯科・栄養相談	妊娠届（母子健康手帳交付）時に、妊娠・出産・育児に関する健康・歯科・栄養相談を実施します。
1歳6か月、3歳児育児相談・栄養相談	1歳6か月・3歳児歯科健康診査時に保健師等による育児相談、管理栄養士による栄養相談を実施します。
パパ・ママ育児専科	妊婦とそのパートナーを対象に、「お産」「妊婦擬似体験や赤ちゃんのお世話の仕方」「パパ、ママの歯のお手入れ方法」等についての話、夫婦同士の交流を行います。これからパパ、ママになる方々をサポートする集いの場です。（年6回実施）
マタニティ&ママのほっとスペース	妊婦と生後5か月未満の赤ちゃんとその保護者が集う場です。（月1回実施）保護者同士の交流や、助産師等への相談ができます。赤ちゃんの体重計測も行います。妊婦は、赤ちゃんに触れたり、妊娠・出産・育児の経験者と交流したりすることで、出産や育児に向けての心構えができていきます。

赤ちゃん広場	親子遊びや絵本の読み聞かせ、赤ちゃんの身体計測、育児・栄養・歯科相談を行います。保護者同士の交流の場でもあります。生後5か月～12か月の乳児と保護者を対象に、月1回実施。
乳幼児の歯育て教室	乳幼児（0～3歳児）を対象に歯みがき実習や歯科健康相談等を行い、家庭における歯の健康づくりの実践を推進しています。つどいの広場（年6回）、子育てふれあい広場（年4回）で実施。

(2) 訪問・面接・電話相談

取 組	概 要
妊娠期からのケアサポート事業	妊娠8か月頃の全ての妊婦に対して、はぐはぐコール（電話相談指導）を行うことにより、出産や産後の育児に関する相談、指導、助言等を行います。 また、県内の各自治体と医療機関等が連携して、情報を共有し、妊娠期から要支援者に対してのサポートを行っています。
出生時（新生児）面接	出生届出後、手続きで来所された保護者に面接し、本市の母子保健事業等の説明を行い、産婦・新生児訪問や、こんにちは赤ちゃん訪問の案内を行います。また育児についての相談を受けます。
産婦・新生児訪問	出生後～2か月頃の赤ちゃんがいる全家庭を対象に、助産師や保健師が訪問し、赤ちゃんの体重測定、母子の健康や育児に関する相談（授乳、入浴、スキンケアのアドバイスなど）を実施しています。（福岡県助産師会への委託により実施）
産後サポート訪問事業	心身の不調又は育児不安等を抱える産後の母子の自宅を訪問し、保健指導及び授乳指導、産後の心理ケア等を行います。（産婦・新生児訪問を行った家庭への再訪問）
産後ケア事業	母子で医療機関等を宿泊や日帰りで利用し、母親は休息をとりながら乳房ケア、育児相談、授乳や沐浴などの指導を受けることができます。
未熟児訪問	医療機関からの未熟児訪問依頼等により保健師が訪問します。
未受診者訪問	乳幼児健診の未受診者宅を訪問し、児やその親をとりまく環境を把握し、受診の勧奨、育児不安の軽減やフォローを行います。
養育支援訪問	妊娠期からの継続的な支援を行うことが必要と認められる妊婦や家庭、養育支援を必要とする家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言等を行います。

(3) 発達相談事業

取 組	概 要
ことばとこころの相談	乳幼児健診や育児相談などで、ことばや落ち着きの無さなどが心配な子どもや、子どもへの関わり方について相談がある保護者を対象に、心理士が発達に応じた相談・助言を行います。（大牟田市保健センターで、月6回実施）
言語聴覚士による相談	乳幼児健診や育児相談などで、ことばの面や発音で心配のある子どもや保護者を対象に、言語聴覚士による相談・助言を行います。（保健センターで、年4回実施）
サポートノート	発達障害などのある子どもが初めて接する人（入園や入学、医療機関の受診時など）に、子どもの特徴や接し方について知ってもらうための情報を記載できるノートです。窓口での配布のほか、市のホームページからもダウンロードできます。

(4) 関係機関との連携事業

取組	概要
こんにちは 赤ちゃん訪問	生後4か月までの乳児がいる家庭を対象に、民生委員・児童委員、主任児童委員が自宅を訪問し、地域の子育てサポートの糸口としています。出生時面接のときに保護者に職員が説明を行い、訪問の了解を得ています。
月曜ひろば	発達等に何らかの心配のある幼児を対象に親子遊びや学習会を行い、家庭での療育の仕方を学び、幼児の心身の発達を促します。 (ともだちのいえ*で、月2回(原則第1、3月曜日)実施) 県事業で運営主体は社会福祉法人日本厚生学園(りんどろ学園)。 ※ 市内にある委託相談支援事業所
ブックスタート 事業	出生時面接のときにブックスタートパック(絵本1冊・布バッグ・おすすめ絵本のリーフレット)をお渡しし、赤ちゃんと保護者が絵本を通して、心触れ合うひとときをもてるようなきっかけを提供しています。(市生涯学習課事業)

3. 母子・小児医療事業

(1) 養育医療

未熟児*であって、医師が入院療養を必要と認めたものに対し、医療費を助成します。自己負担が生じた場合は、自己負担分を子ども医療費で助成する為、申請時に委任状をもらい、保護者に代わって子ども医療費の請求を行います。

※ 身体の発育が未熟なまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのもの。

(2) 育成医療

身体に障害や病気がある18歳未満の児童で、手術などの治療により改善が期待できるものに対し、医療費を助成します。世帯の所得に応じて医療費の一部自己負担があります。

(3) 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病医療費助成の対象児童に対し、日常生活用具等を給付します。世帯の所得に応じて医療費の一部自己負担があります。

(4) 新生児聴覚検査費助成事業

対象者	出生時に住民票が大牟田市内にある人 (他の自治体で補助を受けた場合は対象外)
助成回数	1人について、初回検査(生後90日以内に実施)のみ
助成金	自動ABR検査は上限5,000円、OAE検査は上限3,000円。 費用が上限未満のときは、その額を助成する。

(5) 産婦健康診査助成事業 (令和6年4月1日以降の出産から開始)

対象者	健診受診日に住民票が大牟田市内にある産婦 (他の自治体で補助を受けた場合は対象外)
助成回数	1回の出産につき2回以内 おおむね出産後2週間及び1ヶ月(出産後56日以内)
助成金	1回の健診につき上限5,000円

(6) 多胎妊娠の妊婦健康診査補助金交付事業 (令和6年4月1日から開始)

対象者	健診受診日に住民票が大牟田市内にあり、14回を超える妊婦健診を受けた多胎妊婦(他の自治体で補助を受けた場合は対象外)
助成回数	5回を上限
助成金	1回の健診につき上限5,100円

4. 健康被害予防事業

(1) 健康相談事業

【こどもアレルギー教室】

ぜん息児の保護者やアレルギー疾患に関心のある市民を対象に、医療従事者等による講話、個別相談等を行います。

(2) 健康診査事業

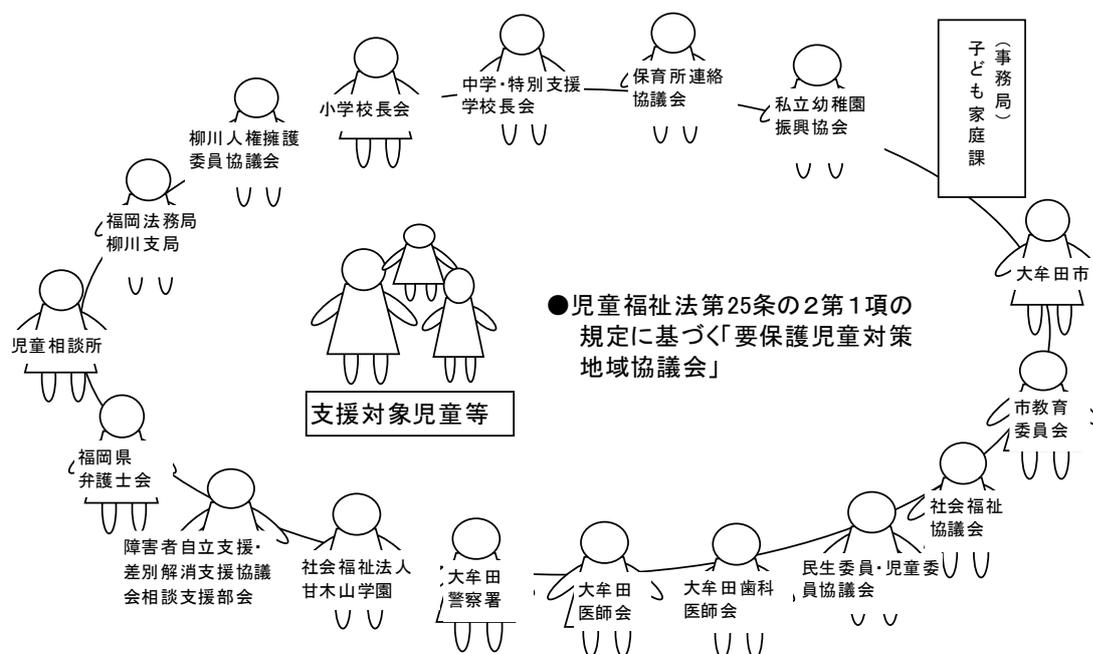
【乳幼児アレルギー問診】

乳幼児健康診査の受診結果及びアンケートから、アレルギー素因があると思われる乳幼児をスクリーニングし、保護者への問診や療養上の指導を行います。

◎子ども家庭相談担当

大牟田市子ども支援ネットワーク（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）

大牟田市では、児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協議会として、「大牟田市子ども支援ネットワーク」を設置しています。現在、17の機関で構成され、調整機関（事務局）は、子ども家庭課（子ども家庭相談担当）となっています。



【代表者会議】 ネットワーク全般についての協議を行います。

- ・ 児童虐待予防・防止の取組、周知
- ・ 関係機関の連携の在り方
- ・ オレンジリボン運動

【実務者会議】 ケースの進捗管理及び支援方針の確認等を行います。

- コードブルー（危険度の高いケース対象）
 - ・ 新規ケース報告及び情報共有によるケースの総合的把握
 - ・ 困難事例等の協議、個別ケース検討会議開催の決定
 - ・ 進捗管理、支援の方向性の確認
 - ・ 主たる関係機関と状況把握頻度の決定、ケース終結の検討 等
- コードオレンジ（危険度の低い見守り中心のケース対象）
 - ・ 情報共有、進捗管理、役割分担、助言
 - ・ 関係機関による連携した対応の構築 等

【個別ケース検討会議】 個別事案についての協議を行います。

- ・ 情報共有、支援方針や役割分担についての協議 等